

令和6年度 保育補助者雇上費貸付事業募集要項

1.目的

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行います。

2.貸付対象施設・事業者

以下のいずれかの要件を満たす県内の施設又は事業者が対象です。

(1)令和6年4月1日以降、新たに貸付の対象となる保育補助者を雇用する場合、以下のいずれかの施設・事業者(以下、「対象施設等」という。)

「 対象 施設 等」	<ul style="list-style-type: none">・ 認可保育所(地方公共団体が運営するものを除く。)・ 幼保連携型認定こども園(地方公共団体が運営するものを除く。)・ 小規模保育事業(※1、※2)・ 事業所内保育事業(※1、※2)・ 企業主導型保育事業所(※3)
---------------------	---

- ※1 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給算定対象となる方を雇い上げる場合は貸付対象となりません。
- ※2 子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第29条第1項の規定により市町村の確認を受けている施設・事業者に限ります。
- ※3 企業主導型保育事業費補助金の支給算定対象となる方を雇い上げる場合は貸付対象となりません。

(2)令和6年3月31日以前から既に雇用している保育補助者を対象とする場合、次のいずれかの条件を満たす対象施設等

- ① 保育補助者の保育士資格の取得に施設として取り組んでおり、資格取得後に別の補助者を雇用する計画がある場合
- ② 以下のア及びイに該当すること
 - ア 貸付を受けることにより、給与改善を図るなどの処遇改善に取り組むこと
 - イ 保育士及び保育補助者の数が申請月の前年同月よりそれぞれ同数以上であること(※非常勤職員の場合、常勤換算した後の職員数とします。)
- ③ 在籍する保育士の平均勤続年数が11年以上であること(※保育士としての通算勤続年数ではなく、当該対象施設等における勤続年数とします。)

3.保育補助者の要件

貸付の対象となる保育補助者の要件は以下のいずれの要件も満たす者であること。

- (1)保育士資格の取得を目指す者であること。
- (2)以下のいずれかの研修を修了した者であること、又は貸付後に受講すること。
 - ① 子育て支援員研修(「地域型保育」又は「一時預かり事業」に限る)
 - ② 家庭的保育者に係る研修

4.貸付予定施設・事業者

2施設・事業者程度

5.募集期間

令和6年4月1日 ~ 令和7年2月末日

※貸付状況によっては、期間中に募集を締め切る可能性があります。

6.貸付条件

(1)貸付金額

年額2,953,000 円以内

※ただし、令和6年4月1日において、常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業者において、2人以上の保育補助者を雇用する場合には、年額2,215,000円を加算し、年額5,168,000円以内とします。

○貸付対象となる経費等

給料	
諸手当	扶養手当、通勤手当、住居手当、業務手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当等
福利厚生費	家賃補助に係る費用、健康診断に係る費用等
社会保険料の事業所負担分	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)、子ども・子育て拠出金等
その他	ワクチン接種費用、検便費用等

(2)貸付期間

保育補助者が勤務を開始した月から起算して最大3年間

※貸付期間中に対象者が保育士資格を取得した場合は、取得した日の属する月末で貸付は終了となります。

※ただし、保育士試験に合格後、保育士登録を行っていない場合は、保育士試験を合格した日の属する月の翌月から2ヶ月目をもって貸付は終了とします。

(3)貸付利子

無利子

※ただし返還期限後は残額に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

(4)連帯保証人

1名

※連帯保証人は個人とし、原則として保育所等を経営する法人の理事や役員、または保育所等の長である必要があります。

7.借入申込方法

借入を希望する対象施設等は、次の必要書類を14.書類の提出先及びお問合せ先まで提出してください。

(1)共通

	提出書類	備考
1	「保育補助者雇上費貸付借入申込書」(様式第4号)	
2	保育補助者の雇用契約書又は労働条件通知書(写し)	
3	「保育補助者誓約書」(様式第5号)	
4	子育て支援員研修又は家庭的保育者の研修の修了証書(写し) (子育て支援員研修については「地域型保育」又は「一時預かり事業」に限る)	※未受講の場合は受講後提出
5	「勤務環境改善計画書」(様式第6号)	

(2)令和6年3月31日以前から既に雇用している保育補助者を貸付対象とする場合

	提出書類	備考
	保育補助者要件確認書(様式第7号)	
	算定対象の保育士の保育士証(写し)	2(2)②、③に該当する場合のみ

(3)貸付金額の加算を受ける場合(令和6年4月1日において、常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設・事業者が対象)

	提出書類	備考
	職員名簿(様式第8号)	※常勤職員及び未就学児を持つ職員を名簿上で明示すること。

8.貸付施設・事業所の決定について

島根県社会福祉協議会において、「勤務環境改善計画書」(様式第6号)の内容を審査の上、決定します。なお、「借入申請書」(様式第4号)に記載する申請金額の多寡は評価の対象とはなりません。評価基準は別紙のとおりです。

9.貸付後の状況報告について

貸付後、1年毎に「勤務環境改善実施状況報告書」(様式第10号)をご提出いただき、改善実施が認められた場合は当該年度の貸付決定を行います。

年度ごとに島根県社会福祉協議会から提出依頼を行います。

10.返還の免除

(1)貸付けを受けた対象施設等が次に該当する場合には、返還額の全額を免除します。

- ① 貸付けを受けた対象施設等において保育補助者が保育の補助等の業務に従事し、以下のいずれかに該当する場合
 - ア 貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得した場合
 - イ 貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき。
- ② ①の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2)貸付けを受けた対象施設等が、次の各号に該当するに至ったときで免除の必要があると認められる場合には、貸付金(既に返還した金額を除く)に係る返還の債務を下記に定める範囲内において免除することができます。

- ① 貸付けを受けた対象施設等において保育補助者が1年以上保育の補助等の業務に従事したとき
返還債務の額の一部。

11.貸付契約の解除

次のいずれかに該当すると認められる場合は貸付契約を解除するものとします。

- (1)保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得すること、又はそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき。
- (2)保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき、又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき。
- (3)保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき、又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する、又はそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき。
- (4)虚偽の申請、報告、届出をしたとき、または不正等により貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (5)その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

12.返還

貸付けを受けた対象施設等は、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、貸付金を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならないこととします。

- (1)貸付契約が解除されたとき
- (2)貸付けを受けた対象施設等において保育補助者を保育の補助等の業務に従事させなかったとき。
- (3)貸付けを受けた対象施設等において保育の補助等の業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (4)保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (5)本会が定めた期日までに正当な理由なく届出等を提出しなかったとき。

13.返還債務の履行猶予

貸付の対象の保育補助者について、次に掲げる事由が継続している場合、事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することがあります。

- (1)貸付けを受けた対象施設等において保育の補助等の業務に従事しているとき。
- (2)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

14.書類の提出先及び問合せ先

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798
Mail:shikin@fukushi-shimane.or.jp
HP:<https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

HPはこちらから



別紙(評価基準)

提案項目	評価項目	評価基準	配点
保育士確保の 取組み	具体性	① 目標が具体的に記載されているか(定量的な目標が望ましい)。 ② 方策や実施体制が具体的に記載されているか。	10
	的確性 (効果)	① 各項目(テーマ)に沿った目標設定となっているか。 ② 目標に対して、方策及び実施体制が効果的な内容となっているか (目標、方策及び実施体制に相関関係があるか)。 ③ 目標、方策及び実施体制が過大又は過小でないか。	5
	実現性	① 目標達成に向けた実施体制が記載されているとともに、十分な実施体制が確保されているか。 ② 目標達成状況の検証方法が記載されているとともに、適切な検証内容となっているか。	5
	独創性	① 目標、方策及び実施体制が記載例どおり等ではなく、独創的な内容となっているか。	5
保育士の業務負 担軽減の取組み	具体性	① 目標が具体的に記載されているか(定量的な目標が望ましい)。 ② 方策や実施体制が具体的に記載されているか。	15
	的確性 (効果)	① 各項目(テーマ)に沿った目標設定となっているか。 ② 目標に対して、方策及び実施体制が効果的な内容となっているか (目標、方策及び実施体制に相関関係があるか)。 ③ 目標、方策及び実施体制が過大又は過小でないか。	15
	実現性	① 目標達成に向けた実施体制が記載されているとともに、十分な実施体制が確保されているか。 ② 目標達成状況の検証方法が記載されているとともに、適切な検証内容となっているか。	15
	独創性	① 目標、方策及び実施体制が記載例どおり等ではなく、独創的な内容となっているか。	5
保育サービスの 向上に関する取 組み	具体性	① 目標が具体的に記載されているか(定量的な目標が望ましい)。 ② 方策や実施体制が具体的に記載されているか。	10
	的確性 (効果)	① 各項目(テーマ)に沿った目標設定となっているか。 ② 目標に対して、方策及び実施体制が効果的な内容となっているか (目標、方策及び実施体制に相関関係があるか)。 ③ 目標、方策及び実施体制が過大又は過小でないか。	5
	実現性	① 目標達成に向けた実施体制が記載されているとともに、十分な実施体制が確保されているか。 ② 目標達成状況の検証方法が記載されているとともに、適切な検証内容となっているか。	5
	独創性	① 目標、方策及び実施体制が記載例どおり等ではなく、独創的な内容となっているか。	5
合計			100

個人情報取扱いについて
～保育修学資金等の申込・利用にあたって～

島根県社会福祉協議会(以下、本会)における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「島根県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。保育士修学資金等貸付事業(以下、「本事業」という)においても各規程にのっとり下記の通り運用していますのでお知らせします。

記

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・返還(返済)・業務従事の状況等について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、保育士修学資金等の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の通り第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

①保育士修学資金等運営委員会

貸付の決定、貸付の内定、一時返還、貸付の停止、返還猶予・免除等について、同委員会が島根県社協会長へ意見を述べるため、借受人等(借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。)の情報全般について提供します。

②指定保育士養成施設

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する指定保育士養成施設へ提供・照会することがあります。

③業務従事先の保育所等

返還の猶予及び免除に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

④他の都道府県社会福祉協議会等保育士修学資金等貸付実施主体

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

⑤福祉事務所

借受人等が要保護世帯に属する場合(貸付・返還中に要保護世帯となった場合を含む)、世帯の状況や申込内容、貸付・返還状況について情報を提供し、提供を受けます。

⑥市区町村行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑦各種金融機関

貸付金の交付および返還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し個人データ(※)として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータについては、生活支援部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の50音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7. 本会職員等の義務について

本会の従業者(従業者であったものを含む)は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当：島根県社会福祉協議会 生活支援部長

苦情対応責任者：島根県社会福祉協議会 事務局長

住所：島根県松江市東津田町1741番地3

電話：0852-32-5953

FAX：0852-21-0798

Eメール：shikin@fukushi-shimane.or.jp